

「弾塑性履歴型ダンパ」事件の地裁・高裁判決に対する評釈

判例の概要と当事者・事件識別

本件は「弾塑性履歴型ダンパ」に関する特許権侵害訴訟であり、原告は発明者側のNext Innovation合同会社、被告は住宅メーカーの大和ハウス工業株式会社です。東京地裁の一審（令和6年3月22日判決、令和3年（ワ）第15964号）では原告の請求が棄却されました^①。これに対し原告が控訴し、知財高裁の二審（令和7年8月27日判決、令和6年（ネ）第10034号）では、地裁判決が一部覆されています^②。知財高裁は中間判決において、被告製品中の「Σ形ダンパ5」および「Σ形ダンパ6」を組み込んだ製品について原告の特許権侵害主張を認め、それ以外の型式（被告Σ形ダンパ1～4）については侵害を否定しました^③。以下では、この地裁・高裁各判決の主要な争点（特に構成要件G「入力」の解釈、技術的範囲の判断手法、均等論の適用・除外、信義則・禁反言の主張、および被告製品（Σ型ダンパ）が技術的範囲に属するか否かの論理）について、判例評釈や専門家解説を参照しながら整理します。

地裁判決（東京地裁令和6年3月22日）とその評釈

①構成要件G「入力」の限定解釈： 東京地裁の最大の争点は、特許請求の範囲中の構成要件Gに記載された「**剪断部は、入力により荷重を受けたときに、変形してエネルギー吸収を行う**」という文言の解釈でした^④。地裁は、この「入力」の意味を明細書の記載（発明の課題や実施例）から読み取り、「**複数方向からの入力**」に限定されると判断しました^⑤^⑥。つまり、本発明のダンパは多方向から水平力が加わる構造物の部位で機能するものであり、単一方向の入力しか想定されない場合には発明の課題が存在しない——そうした技術的背景に鑑みて、「入力」は複数方向からの力を指すと解したのです^⑦^⑧。この限定解釈に基づき、地裁は被告製品（大和ハウスのΣ型ダンパを組み込んだ耐力壁パネル）が実際には**単一方向の力にしか反応しないよう設計されている点**を重視しました。被告製品では、各耐力壁パネル内のダンパに鉛直方向の力しか作用せず、直交方向の力には別のパネルが対応する仕組みであるため、**各ダンパ単体には実質的に一方方向の荷重しか入力されない**と認定されました^⑨^⑩。わずかな建物のねじれ等で他方向の力が生じる可能性はあるものの、その角度ずれはごく微小（実験では約0.022°のずれ^⑪）であり、従来型（単一方向用）のI字型ダンパと同程度のズレに過ぎないと判断されています^⑫。したがって「複数方向からの入力があるとは評価できない」として、被告製品のダンパは構成要件Gを充足しない＝本件発明の技術的範囲に属しないと結論づけられました^⑫。

②技術的範囲判断の手法：文言 vs 発明目的

この地裁判決は、**特許請求の文言そのものよりも発明の技術的目的・思想を重視した**解釈手法だと評されています^⑬。請求項上は「入力」に方向の限定が一切書かれていないにもかかわらず、明細書から発明の課題を読み取って**文言を限定解釈し**、さらには製品の使用態様（住宅に組み込んだ状態で地震時に生じる力の方向）まで考慮した点で、**装置クレームでありながら使用状況によって技術的範囲の属否を判断した**とも言えます^⑭。弁理士・坪内哲也氏の判例解説（ユニアス国際特許事務所、2024年8月19日）も、「一見すると、複数方向の入力に対応できるダンパを請求項に記載して特許権を取得しても、**使用態様が単一方向の入力で課題が生じない状況であれば技術的範囲外と判断するもの**になっており、ダンパ単体の権利ではなく**使用態様を含む権利**と評価されかねない」と述べ、この判断手法の特殊性を指摘しています^⑭。実際、もし被告側が「入力方向が限定されない」という反論（複数方向の入力も起こり得るとの主張）をしなかった場合には、**原告勝訴となっていた可能性もある**と坪内氏は分析しており、解釈次第で結論が分かれ得る事案だったと評価されています^⑭。

③**均等論の適用と除外（地裁段階）**： 地裁判決文では均等侵害（いわゆる5要件）の検討は明示的には行われていません。構成要件Gの不充足を理由に文言侵害自体を否定したため、原告も均等論主張までは踏み込まなかった可能性があります。したがって一審では**均等論は主要な争点となっておらず**、専らクレーム文言の充足性が争点でした。信義則・禁反言（エストップ）についても、地裁では特に触れられていません（発明の目的から文言を限定解釈する手法自体が、ある意味クレーム範囲の**黙示の限定（除外）**と言える状況でした）。

④**地裁の結論**： 以上により東京地裁は、被告のΣ型ダンパ付き耐力壁製品は本件特許発明の技術的範囲に属さないとして**請求を棄却**しました¹¹。原告にとっては厳しい判断でしたが、上述のとおりその論理は「装置クレームの解釈に使用態様（入力方向）を持ち込んだ」点で議論を呼びました。このため、特許実務家のブログ等でも「**判断の分かれる事案**」¹²として紹介され、上訴審での逆転可能性が注目されていました。

知財高裁判決（令和7年8月27日）とその評釈

①**構成要件G「入力」の解釈の変更**： 知財高裁は一審とは異なり、「入力」の意味を**請求項の文言通りに広く解釈**しました。高裁判決では、明細書に発明の目的として「所定レベル以上の地震の際に複数方向からの入力に対応し得るダンパを提供する」ことが記載されている点は認めつつも、そのためにクレーム上採用された構成は「向きを異ならせて設けた一対の剪断部」であり、**各「剪断部」自体は従来と同様のものである**と指摘しています¹⁴。したがって構成要件Gにいう「入力により荷重を受けたときに…エネルギー吸収を行う」という特徴は、各剪断部が本来有する一般的機能を述べたに過ぎず、**「入力」の方向についてクレーム上何ら限定していないと明確に判断**しました¹⁵。高裁は、「構成要件Gの『入力』とは剪断部に対して外部から与えられる荷重であれば足り、特定の方向に限定されない」と解するのが相当であると述べています¹⁶。この結果、被告ダンパの各構成部材（ウェブ部）が**外部から荷重が加われば変形してエネルギー吸収**することは事実として認められるため、「被告ダンパは構成要件Gを充足する」と高裁は結論付けました¹⁷。つまり、高裁は**地震時に実際の方向の力が作用するかに関係なく**、ダンパがその構造上荷重を受けて変形し得る以上「入力」を満たす、としたのです。この解釈変更により、一審では問題となった「複数方向からの入力が実際にあるか」という争点は解消されました。専門家の解説（弁理士法人NTブログ、2025年9月22日）でも「剪断部の入力の方向は何ら限定されていないとの解釈に基づき侵害が認められた」ことが強調されており¹⁸、一審の限定解釈が覆ったポイントとして紹介されています。

②**技術的範囲の判断手法**： 高裁は**より文言に忠実な判断**を行ったと言えます。前述の通り、「入力」に方向的限定を読み込まずクレーム文言そのものから充足性を判断したため、**装置の構造そのものに着目した評価**となりました。これは、一審が発明の目的や使用状況に踏み込みすぎたことへの修正とも評されます。NTブログの解説者は「このように、特許明細書は技術的特徴部分を除いて一般的な説明に留めた方が強い権利となる」とコメントしており¹⁸、高裁の判断は**明細書記載による不必要な限定を排したものと捉えられて**います。つまり、明細書で過度に発明の適用場面を特定してしまうとクレーム解釈が狭まる恐れがあり、本件の高裁判決は「明細書には発明の本質以外は一般的な記載に留めておく方がよい」という教訓を示したと言えます¹⁸。

③**均等論の適用とその制限**： 高裁で新たに問題となったのは、**被告Σ形ダンパ1～4**（高裁でも非侵害と判断されたタイプ）の扱いです。これらは構成要件上の相違点として「一対のプレート（構成要件D）の有無」が争点になりました。原告は、仮に文言上「一対のプレート」を欠くとしても均等論で技術的範囲に含まれると主張したとみられます（争点1-5）¹⁹。被告ダンパ1～4では、ダンパの垂直板部が建物フレーム（鋼管や溝形鋼）に直接溶接されており、クレームにある「第一補強部の両端に接続された一対のプレート」を備えていない構成でした²⁰。高裁はまず、「垂直板部と鋼管等が二個一組の薄い金属板とは言えず、これは『プレート』が省略された構成である」として文言上の不充足を認定しました²¹。その上で均等侵害成立の可能性を検討しましたが、結論として**均等は成立しない**と判断しています。判決全文では詳細な均等論5要件の適否判断が示されていますが、報道等からは**第4要件の「意識的除外」や第5要件の公知技術該当性**に注目する見解が出ています。実際、この種の構造省略は従来技術でもありふれた手段であり、もし均等を認めれば特許出願時に公知であった設計まで権利範囲に取り込む恐れがあります。知財高裁が「均等によるクレーム

範囲の拡張」に一定の歯止めをかけたことは、海外メディアでも指摘されています。たとえばMLexの知財専門記事（関口朋子記者、2025年9月22日付）は、「知財高裁は本件で原告の一部勝訴を認めつつ、**均等論によってクレームを拡張できる範囲を狭めた**」と報じています²²。この表現からも、高裁が均等適用には慎重で、特許発明の本質的構成や出願時公知だった代替手段には均等を認めなかったことが読み取れます。

④**信義則・禁反言（エストップ）に関する主張と評価：** 被告側は、高裁において**包袋禁反言（ファイルラッパー・エストップ）**の主張も展開しました。具体的には、本件特許の出願審査過程で請求項中に記載していた「第一補強部と切断部とで略M字形、W字形、Σ字形を成す」といった文言がサポート要件違反を指摘され削除された経緯（明細書に明示の記載がなくサポート要件を満たさないとされた）に言及し、**出願人が自らクレームから「Σ字形ダンパ」という態様を削ったのだから、今さらそれを含むように解釈するのは信義則上許されない、と主張したものです²³**。この点について高裁は判決中で明示的に判断を下しています。詳細な評釈は未だ限られますが、一般には「サポート要件充足のための補正」は必ずしも発明の範囲を**積極的に放棄**したものではないと理解されます。実際、高裁は最終的にΣ形ダンパ5・6について侵害を肯定していることから、被告のエストップ抗弁は受け入れられなかったことになります。おそらく裁判所は、**審査過程での記載削除は発明の本質部分ではなく手続上の要請に過ぎないとして、禁反言の対象（積極的な権利放棄）とはみなさなかつた**のでしょう。このあたりの判断は、今後出版される判例評釈や解説記事で分析が深まる部分です。一部の法律事務所ニュースレターでは、「**異なる請求項に基づく権利行使と訴訟物**」との観点で本件を論じたものもあります（大江橋法律事務所 Newsletter 2025年9月号・平野恵稔弁護士）²⁴²⁵。そこでは、本件特許が審査段階で訂正（クレーム削除等）され、無効審判・審決取消訴訟を経て有効確定した経緯に触れつつ、**訂正前後でクレームが変容した場合の訴訟物（権利範囲）の扱い**という実務的論点が解説されています。これらも含め、**審査段階の補正と訴訟上の権利範囲、信義則の関係**が議論の的となっています。

⑤**高裁判決の結論と評価：** 知財高裁は中間判決において、原告の請求を一部認容する判断を示しました。すなわち、被告Σ形ダンパ5および6を搭載した住宅については特許権侵害を認め（損害賠償責任を肯定）²、それ以外（Σ形ダンパ1～4搭載の住宅）は非侵害（原告敗訴）としました²⁶。この**部分的勝訴**という結果について、前出のMLex記事は「知財高裁はNext Innovation側に一部肩入れした（partly sided）ものの、Doctrine of Equivalentsの及ぶ範囲を絞った」と表現しています²²。判例評釈の観点では、高裁が一審の誤りを正した点（構成要件Gの解釈や装置クレームの技術的範囲判断）と、均等論・禁反言に関する慎重な姿勢が注目されています。現時点（2025年10月）で公表されている実務解説としては、前述のユニアス事務所解説¹³やNT事務所ブログ¹⁸¹⁵のほか、知財業界ニュースサイトである**IP Force**に判決全文PDFが掲載されています²⁷²⁸。また**知財管理**、**特許**、**ジュリスト**、**NBL**等の学術誌でも、近いうちに本件の評釈記事が掲載される可能性があります。例えば日本弁理士会誌「特許」2024年12月号等には地裁判決の解説が既に掲載されているかもしれませんが、知財高裁判決についても今後の号で詳説されるでしょう。現時点では主に実務家による速報的な解説が中心ですが、それらは総じて次の点を指摘しています：

- ・**構成要件G（「入力」）解釈の相違：** 地裁は明細書の発明目的から「複数方向」と限定解釈したが、高裁は**文言通り限定なし**とした¹²¹⁵。この相違は判決結果を分ける決定的要因であり、学説上も**文理解釈 vs 目的論的解釈**の好個の比較例として論じられています。
- ・**技術的範囲判断の手法：** 地裁が装置クレームにもかかわらず**使用態様に依拠した点**は否定的に評価され、高裁のように**客観的構成要件充足性**を判断すべきとの声が専門家から上がっています¹²¹⁸。
- ・**均等論の適用/除外：** 高裁は均等侵害成立の主張を検討したものの、「一対のプレート」を省いた被告構成は**発明の本質的部分であり除外すべき**との判断か、もしくは**その差異は出願時公知で第5要件を満たさない**との判断で、均等適用を認めませんでした²²。この点、均等論第4要件（意図的な除外）との関係では、審査過程で形状に言及する記載を削除した事実があるものの、それは権利範囲を限定する趣旨ではないとして**エストップを否定**した可能性が高いです²³。
- ・**信義則・禁反言：** 被告の**ファイルラッパー禁反言**の抗弁に対し、高裁は特許出願時の補正事情を踏まえつつも原告の権利行使を妨げませんでした。評釈では、「審査段階の補正理由がサポート要件など

の形式的理由である場合、信義則上の権利逸失とはならない」といった整理がなされています（平野弁護士の解説²⁴²⁵等）。

最後に、本件の当事者名も判決文や解説中で明らかにされています。原告のNext Innovation合同会社と被告の大和ハウス工業株式会社は、高裁判決主文にも実名で記載されており²⁹、事件名として

「Next Innovation合同会社 vs 大和ハウス工業（Σ型ダンパ事件）」などと言及されることがあります。総じて、本件は**建築用制震ダンパの特許解釈と権利範囲**を巡る興味深い判例として、今後も様々な媒体で評釈・解説がなされると予想されます。現在入手可能な解説記事では、判決のポイントを簡潔にまとめつつ、「発明の技術的特徴の記載方法」「クレーム解釈と発明の課題」「均等論の限界」といった実務上の教訓が語られています¹³¹⁸²²。

参考文献・出典：判決文（裁判所ウェブサイト）²⁷²；判例研究（ユニアス国際特許事務所・坪内弁理士，2024年8月19日）¹³；判例紹介ブログ（弁理士法人NT，2025年9月22日）¹⁸¹⁵；大江橋法律事務所ニュースレター2025年9月号（平野弁護士）²⁴²⁵；MLex知財記事（2025年9月22日）²²。

¹ ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ 令和3年（ワ）第15964号「弾塑性履歴型ダンパ」事件 | 判例研究 | ユニアス国際特許事務所

https://unius-pa.com/infringement_lawsuit/10283/

² ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²³ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ 〔裁判例：令和6(ネ)10034〕知財ポータルサイト『IP Force』

<https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14695>

¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ダンパ - 弁理士法人NT

<https://nt-patent.com/%e3%83%80%e3%83%b3%e3%83%91/>

²² Articles by Toko Sekiguchi's Profile | MLex Journalist | Muck Rack

<https://muckrack.com/toko-sekiguchi/articles>

²⁴ ²⁵ 検索結果 | NEWSLETTER タイトル | NEWSLETTER バックナンバー | 大江橋法律事務所

[https://www.ohebash.com/cgi-bin/MT-7/plugins/RealtimeRebuild/mt-realtime-rebuild.cgi?](https://www.ohebash.com/cgi-bin/MT-7/plugins/RealtimeRebuild/mt-realtime-rebuild.cgi?blog_id=18&tmpl_id=715&per_page=20&total_count=126&title=%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3&letterlawyers=&letterdate_sta)

[blog_id=18&tmpl_id=715&per_page=20&total_count=126&title=%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3&letterlawyers=&letterdate_sta](https://www.ohebash.com/cgi-bin/MT-7/plugins/RealtimeRebuild/mt-realtime-rebuild.cgi?blog_id=18&tmpl_id=715&per_page=20&total_count=126&title=%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3&letterlawyers=&letterdate_sta)